

令和2年4月8日

障害福祉サービス事業所 様  
地域生活支援事業 登録事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害福祉認定給付課長

**緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス等の臨時的な対応の取扱い等について**

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、4月7日に政府から緊急事態宣言が出され、障害者施設等については政府の基本的対処方針において事業の継続が求められており、また現時点の大阪府の方針としては、「障がい福祉事業所等の使用制限を求めるものではありませんが、引き続き適切な感染予防策に努めていただきますようお願いいたします。」とされています。

このたびの政府による緊急事態宣言に伴い本市における取扱いは下記のとおりいたしますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、本取扱い等は、現時点での大阪府の「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症に対する取組への協力要請について」（令和2年4月7日付け障企第1088号）等を受けて実施するものです。本取扱い等は、4月8日以降から適用とし、それ以前については本取扱い等の適用とはなりません。

**記**

**1 生活介護等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター、日中一時支援）の臨時的な取扱いについて**

生活介護等の事業所で、今般の事情に鑑み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、利用者及び家族等の生活状況等を勘案し、利用者及び家族等の同意を得て居宅等にて過ごすことが可能と認められる場合に限り在宅支援を代替サービスとして臨時的に取り扱うものです。

「生活介護等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター、日中一時支援）において臨時的な取扱いをする旨の届出（様式コ1）」にて事前に市に報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象としても差し支えありません。

なお、本取扱いによる生活介護等の報酬を算定した場合、居宅介護と同一時間帯での報酬算定はできません。

(適用期間)

本取扱いについては、令和2年4月8日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期までの暫定的な対応とします。

(届出について)

届出は郵送もしくは障害福祉認定給付課へ持参とし、到達が実施開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに届け出てくださいますようお願いいたします。

(報告書の提出について)

サービス提供をした際には、月の翌月10日までに、「生活介護等（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域活動支援センター、日中一時支援）において臨時的な取扱いにおけるサービスの支援内容に関する報告書（様式コ2）」を障害福祉認定給付課まで提出してください。

(提出先)

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 障害福祉認定給付課

(新型コロナウイルスに伴う生活介護等の在宅サービス提供 在中)と記載ください

(その他)

- ・本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。
- ・本取扱いは、従来の在宅利用の要件および手続き等を変更するものではなく、あくまで新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いですのでご注意ください。

## 2 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における臨時的な取扱いについて

発熱が認められる等の新型コロナウイルスの感染が疑われる方へ訪問系サービスを提供するにあたっては、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省事務連絡）に基づき、対応していただいておりますが、利用者・家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため、利用者の同意を得たうえで、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合においても報酬を算定しても差し支えありません。

居宅介護、同行援護及び行動援護については、個別支援計画等に定められた内容のうち、障害者等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合のみ、サービス提供が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を

算定することとして差し支えありません。

また、重度訪問介護についても、同様の場合においては、1事業所における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、サービス提供が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定することとして差し支えありません。

(適用期間)

本取扱いについては、令和2年4月8日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期までの暫定的な対応とします。

(その他)

- ・本取扱いの対象者は、東大阪市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、他市の担当部署へご確認ください。

### 3 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和2年3月23日付け東大阪福障認第2178号（以下、「就労継続支援事業の取扱い等」という。））による対応について、以下のとおり変更します。

- ・就労継続支援事業の取扱い等の（資料1）「2 取扱いの適用について」における期間を  
令和2年3月23日より緊急事態措置を実施すべき期間の終期に変更します。

(変更前) 令和2年3月23日より令和2年4月12日の間

(変更後) 令和2年3月23日より緊急事態措置を実施すべき期間の終期

### 4 移動支援事業の臨時的な取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月23日付け東大阪福障認第2215号（以下、「移動支援事業の取扱い」という。））による対応について、以下のとおり変更いたします。

- ・移動支援事業の取扱いの「（資料1）新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」における期間を  
令和2年3月23日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期に変更します。

(変更前) 令和2年3月23日から令和2年4月12日までの間

(変更後) 令和2年3月23日から緊急事態措置を実施すべき期間の終期

(問い合わせ先)

〒577-0809

東大阪市荒本北一丁目1番1号

障害福祉認定給付課

電話 : 06-4309-3184 (直通)

F A X : 06-4309-3813